

千葉県ソフトテニス協会諸則

千葉県ソフトテニス協会

令和4（2022）年3月改訂

千葉県ソフトテニス協会 会則・諸規程等

目次

1	会則	2
2	加盟団体規則	7
3	表彰規程	8
4	総務委員会規程	9
5	競技委員会規程	10
6	大会参加申込に関する細則	11
7	大会運営に関する細則	12
8	強化委員会規程	14
9	ジュニア委員会規程	15

千葉県ソフトテニス協会 会則

昭和29年7月24日制定
昭和44年4月1日改正
昭和56年4月 日改正
平成18年3月 日改正
平成26年7月26日改正
平成27年3月7日改正
平成30年3月10日改正
令和2年3月14日改正
令和4年3月5日改正

第一章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本協会は千葉県ソフトテニス協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 事務局を会長の了解のもと理事長の定める所に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は千葉県におけるソフトテニスの団体を統括しこれを代表する団体であって、ソフトテニスを振興し加盟団体間の親睦と融和を図り、併せて市民の体力増進と健全な精神を養うことを目的とする。

(事業)

第4条 協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの指導、奨励並びに指導者を育成すること。
- (2) 市における大会、講習会等のソフトテニスに関する事業の主催、共催及び後援を行うこと。
- (3) 千葉県ソフトテニス連盟及び他団体等との連携融和を図り、更に加盟団体の強化発展と相互の連携融和を図ること。
- (4) 市外における各種大会に選手を派遣すること。
- (5) 上部団体に対する役員を選出、派遣及び上部団体行事に対し積極的に協力すること。
- (6) 協会における優良団体及び功労者また優秀選手等の表彰を行うこと。
- (7) その他、協会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第三章 組織

(組織)

第5条 協会は、登録会員によって構成された団体の加盟によって組織する。

第四章 加盟及び脱退

(加盟)

第6条 第5条に定める団体が協会に加盟しようとするときは、別に定める加盟団体規則に基づき理事会の承認を得なければならない。但し、年度途中から加盟する場合は、理事長の判断によりこれを執行することができる。なおこの場合は、次回の理事会において報告するものとする。

(脱退)

第7条 協会の加盟団体は、次の各号に該当するときは、理事会の議決によりその資格を失う。但し、次の第3号及び第4号に該当する場合は、その時点で資格を失うものとし、次回の理事会において報告するものとする。

- (1) 協会の不利益または著しく不名誉な行為のあった団体と認められたとき。
- (2) 加盟団体として不相当と認められたとき。
- (3) 団体が消滅したとき。
- (4) 脱退を申し出たとき。

(会則等の遵守)

第8条 加盟団体は、協会の定める会則及び諸規則を遵守しなければならない。

第五章 表彰

(表彰)

第9条 協会の発展に寄与し功労のあった団体及び個人または特に成績優秀であった団体、個人については別に定める規程により表彰を行う。

第六章 役員

(役員)

第10条 協会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1 名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 専門委員会委員長 | 若干名 |
| (6) 理事 | 若干名 |
| (7) 監事 | 2 名 |
| (8) 事務局長 | 1 名 |

(役員を選任)

第11条 役員を選任は、次の方法で行う。

- (1) 会長、副会長及び監事は理事会の推薦に基づき代議員会において決定する。
- (2) 理事長、副理事長、専門委員会委員長、事務局長は理事会で互選し、代議員会において決定する。
- (3) 理事は、加盟団体及び会長が推薦する者とする。各加盟団体が推薦する者は1名とする。但し、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、レース協会が推薦する者はそれぞれ3名とする。会長が推薦する者は、10名以内とし、代議員会の承認を得なければならない。
- (4) 加盟団体から選任された理事が理事長、副理事長、専門委員会委員長及び事務局長になったときは、その加盟団体から理事を追加することができる。

(顧問及び参与)

第12条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、代議員会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、必要に応じ会長の諮問に応ずる。

(役員職務)

第13条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協会を代表し協会の業務一切を統理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 理事長は、常任役員会及び理事会を総括し協会の業務を執行する。緊急を要する事項は、これを執行することができる。なおこの場合は、次回の理事会において報告するものとする。

(4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときはその職務を代理する。

(5) 専門委員会委員長は、第29条で設置された専門委員会を総括する。

(6) 理事は、理事会を構成し協会業務を執行するとともに理事会の決定事項、その他必要な事項を加盟団体に速やかに伝達するものとする。

(7) 監事は、協会の会計及び業務内容を監査し、その結果を代議員会において報告しなければならない。

(8) 事務局長は、事務局を総括し事務全般を執行する。

(任期)

第14条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(2) 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第七章 会議

(会議)

第15条 会議は、次のとおりとする。

(1) 代議員会

(2) 常任役員会

(3) 理事会

(代議員会)

第16条 代議員会は、協会の最高議決機関であり、次の事項を審議する。

(1) 会則及び諸規則の制定並びに改廃に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 予算・決算に関する事項

(4) 役員選任に関する事項

(5) その他必要と認められる事項

2 代議員会は、会長が招集し、毎年3月に開催する。但し、会長が必要と認めたとき、または代議員の1/3以上の要求があったときには招集することができる。

3 代議員会は、加盟団体より選任された代議員をもって構成する。

4 代議員会は、2/3以上(委任状を含む)の代議員の出席がなければ開くことができない。

5 代議員会における議決は、出席代議員の過半数をもって決定する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

6 代議員会の議長は会長があたる。

(代議員の選任等)

第17条 代議員は、各加盟団体において1名推薦するものとする。但し、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、レディス協会が推薦する者はそれぞれ3名とする。

2 代議員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

3 補欠で就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任役員会)

第18条 常任役員会は、理事長、副理事長、専門委員会委員長及び事務局長をもって構成する。但し、会長、副会長は、会議に出席し意見を述べることができる。

2 常任役員会は、会長が招集し理事長が議長となり理事会及び代議員会に提案する事項並びに理事会より一任された事項について審議決定する。

(理事会)

第19条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、専門委員会委員長、理事、監事及び事務局長をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し理事長が議長にあたり協会業務に必要な事項について審議し執行する。

3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。但し、委任出席は認めない。

4 理事会における議決は、出席者の過半数をもって決定する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第八章 会計

(会計)

第20条 協会の経費は、次の各号に掲げるもので支弁する。

- (1) 登録金
- (2) 交付金、補助金及び協力金
- (3) 寄附金
- (4) 事業収入金
- (5) その他

(登録金)

第21条 登録金は、団体加盟金及び個人登録料とし、代議員会においてその額等を決定し、毎年これを徴収する。

(大会参加料)

第22条 大会参加料については、理事会において決定する。

(会計年度)

第23条 会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に事務局が作成し、代議員会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第25条 収支決算は、毎会計年度終了後に事務局が作成し、事業報告書及び収支決算書とともに監事の意見を付し、代議員会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第26条 協会は、代議員会の承認を得て特別会計を設けることができる。

第九章 弔意

(弔意)

第27条 協会役員(本人)への弔意は、香典並びに献花・弔電とする。また、1親等の親族に対しては、弔電とする。

2 役員以外で協会に多大な貢献をされた方への弔意は、会長が判断する。

第十章 事務局

(事務局)

第28条 協会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務員を必要とするときは、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 事務局は、協会の登録名簿、帳票、活動状況等を明確に整備保管し、必要に応じていつでも公開できるようにしておかなければならない。

第十一章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 協会に第4条の事業遂行のため専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の名称、目的、事業、会計、規程等については理事会において定める。

第十二章 会則の変更

(会則の変更)

第30条 会則は、代議員会の同意を得なければ改廃することはできない。但し、緊急を要する場合は理事会において一部変更することができる。なおこの場合は、次回の代議員会において承認を得るものとする。

第十三章 委任

(委任)

第31条 本会則の施行に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が定める。

加盟団体規則

(目的)

第1条 この規則は、千葉市ソフトテニス協会（以下「協会」という。）会則第6条の規定に基づき加盟に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体)

第2条 協会に加盟しようとする団体とは、会則第3条の趣旨に賛同し、千葉市内にあるソフトテニス団体であることとする。

(加盟手続)

第3条 協会に加盟しようとする団体は、協会が定める様式（一般団体は別表1及び別表2、また、競技団体は別表3）に加盟団体の名称・連絡先等を記入し事務局に届け出なければならない。

2 年度途中に加盟しようとする場合は、前項に従って届け出ることとする。

3 前項に定めのない事項は、理事会で協議して決定する。

(加盟団体の役割)

第4条 加盟団体は、協会の定める会則及び諸規則を遵守しなければならない。

2 加盟団体は、毎年3月末日までに所属する会員について、協会が定める様式（別表1及び別表2、または別表3）により登録を行わなければならない。

3 加盟団体は、年度途中に代表者・連絡先に変更があった場合は、速やかに届けるものとする。また、会員に増減があった場合も同様とする。

4 加盟団体は、協会からの行事案内、連絡事項等を会員に周知し、会則及び議決事項等に則り明確な処理をしなければならない。

5 大会の申込等は、その期限を遵守しなければならない。期限が遵守されない場合は、大会申込等についてはその資格を失うこととする。

(登録金)

第5条 加盟団体が納入する登録金（団体加盟金及び個人登録料）の額は、会則第21条の規定により毎年代議員会で決定する。

2 加盟団体は、毎年3月末日までに登録金を納入しなければならない。なお、年度途中に合併・解散した場合は、登録金は返済しないこととする。

3 前項に定めのない事項は、理事会で協議して決定する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃等については、代議員会の議決を得ることとする。

附則

1 この規則は、平成27年3月7日より実施する。

2 この規則は、平成30年3月10日より実施する。

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉市ソフトテニス協会（以下「協会」という。）会則第9条の規定に基づき、同会則第3条の目的達成のため特に貢献された個人または団体を表彰することについて必要事項を定めることを目的とする。

(表彰者)

第2条 功労者及び優良団体は、10年以上協会に加盟し、次の各号に該当する者で、ソフトテニスの発展向上に貢献した個人及び団体に対して行うこととする。

- (1) 協会の事業に特に功績があり、ソフトテニスの普及振興に貢献をした者
- (2) ソフトテニスの指導者として優秀なチームまたは選手を育成した者
- (3) 地域、職業、学校等の団体であって多年にわたり地域社会や職場、学校等でソフトテニスの健全な普及発展に貢献している団体

2 最優秀選手および最優秀団体は、別表1に掲げる県外大会において第3位までの成績を収め、他の模範となる個人または団体に対して行うこととする。

3 優秀選手および優秀団体は、別表2に掲げる県大会において第1位の成績を収め、他の模範となる個人または団体に対して行うこととする。

4 第2条第2項及び第3項について、別表1、別表2に掲げる大会の他、総務委員会が適切と判断した大会は、第4条の推薦対象とすることができる。

(表彰状・記念品)

第3条 表彰は、表彰状等に記念品を添えて授与する。

(推薦書)

第4条 この規定による表彰に該当すると認められる個人または団体があるときは、総務委員会が推薦書を会長に提出する。

(審議)

第5条 表彰に関する審議は理事会がこれにあたる。

(表彰の決定)

第6条 表彰は、理事会の報告に基づいて会長が決定し、これを行うこととする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃等については、理事会の議決を得ることとする。

附則

1 この規程は、平成27年2月28日より実施する。

1 この規程は、令和7年4月1日より実施する。

別表 1 県外大会

全日本選手権大会	全日本社会人選手権大会
全日本実業団選手権大会	S TリーグⅡ（日本実業団リーグ）
全日本クラブ選手権大会	全日本インドア選手権大会
国民スポーツ大会	日本スポーツマスターズ
全日本ミックスダブル選手権大会	全日本シングルス選手権大会
全国健康福祉祭（ねんりんピック）	全日本シニア選手権大会
全日本レディース大会（個人戦）	全日本レディース決勝大会
全日本レディースシニア決勝大会	全日本高校選手権大会（インターハイ）
全日本高校選抜大会	ハイスクールジャパンカップ
全国中学校大会	都道府県対抗全日本中学生大会
全日本小学生選手権大会	全国小学生大会
ジュニアジャパンカップ	東日本選手権大会
関東選手権大会	関東オープン大会
関東シングルス選手権大会	関東レディース選手権大会
関東高校選手権大会	関東高校選抜大会
関東中学校大会	関東小学生大会

別表 2 県大会

千葉県選手権大会	千葉県民スポーツ大会 2部
ルーセント杯千葉県大会	ナガセ杯千葉県大会
千葉県シングルス選手権大会	千葉県実業団選手権大会
千葉県春季団体戦	千葉県秋季団体戦
千葉県混合団体戦	千葉県レディース選手権大会
全日本レディース決勝大会千葉県予選	関東レディース千葉県予選
千葉県高校総体	千葉県関東高校予選会
千葉県高校新人大会	千葉県きらめき大会
千葉県中学校総合体育大会	千葉県中学新人戦
千葉県中学団体戦	千葉県小学生選手権大会
全国小学生千葉県予選	小学生シングルス千葉県選手権大会
千葉県小学生春季団体戦	

総務委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉市ソフトテニス協会（以下「協会」という。）会則第29条の規定に基づき、協会の総務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 総務委員会（以下「本会」という。）は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 代議員会、理事会及び常任役員会の会議の企画、運営
- (2) 協会のホームページの企画、管理
- (4) 行政機関及び上部団体等と協会の連絡調整
- (5) ソフトテニスの普及や協会の活動内容等のPR
- (6) 千葉市長杯及び区対抗戦の計画・立案
- (7) 協会関係団体が計画する大会行事等の企画、運営の協力
- (8) 表彰等に係わる事務
- (9) その他、本会の目的達成上必要な事業

(役員)

第3条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 委員 若干名

(役員を選出)

第4条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、理事会の承認を得て、会長推薦理事を充てる。
- (2) 副委員長及び委員は、理事または委員長が推薦する者で構成する。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(審議)

第6条 本会は、委員長が招集し審議する。附議する事項は、事業内容、予算・決算、その他必要と認められる事項とする。

(報告)

第7条 本会の事業結果及び審議結果等は、委員長が理事会及び代議員会において報告するものとする。

(経費の支弁)

第8条 本会の経費は、協会より支給される年間予算で支弁する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃等については、理事会の議決を得ることとする。

附則

- 1 この規程は、平成27年2月28日より実施する。
- 1 この規程は、令和2年3月14日より実施する。

競技委員会規程

(目的)

第1条 この規則は、千葉県ソフトテニス協会（以下「協会」という。）会則第29条の規定に基づき、各種大会事務を執行するため、その企画、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 競技委員会（以下「本会」という。）は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 協会が主催する大会の計画、立案、運営と千葉県市長杯・区対抗戦の運営。但し、中体連、高体連、レディース協会及びシニア協会が主管する大会は、この限りではない。
- (2) その他、本会の目的達成上必要な事業

(運営の細則)

第3条 大会参加申込及び大会運営に関する細則を別に定める。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 委員 若干名

(役員を選出)

第5条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、理事会の承認を得て、会長推薦理事を充てる。
- (2) 副委員長及び委員は、理事または委員長が推薦する者で構成する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(審議)

第7条 本会は委員長が招集し審議する。附議する事項は、事業内容、予算・決算、大会運営、その他必要と認められる事項とする。

(報告)

第8条 本会の事業結果及び審議結果等は、委員長が理事会及び代議員会において報告するものとする。

(経費の支弁)

第9条 本会の経費は、協会より支給される年間予算で支弁する。

2 次の収入は、協会会計に繰り入れる。

- (1) 大会参加料

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃等については、理事会の議決を得ることとする。

附則

1 この規程は、平成27年2月28日より実施する。

1 この規程は、令和2年3月14日より実施する。

大会参加申込に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、競技委員会規程第3条の規定により、協会主催大会の参加申込みに
関し、必要な事項を定める。

(参加資格等)

第2条 各大会の参加資格等は、協会の加盟団体に会員登録をした者とする。但し、千葉
市長杯、区対抗戦および親子M I X大会の親子の部についてはこの限りではない。

(参加申込み方法)

第3条 参加申込み方法は、次のとおりとする。

- (1) 所定の参加申込書に必要事項を記入し、締切日までに提出すること。
- (2) 申込みは、クラブ単位で行うこととする。原則として、個人での申込みは受け付け
ない。
- (3) 個人戦の選手名は実力が上位と思われる順に記載するものとする。
- (4) 団体戦に2チーム以上申込みする場合は、各チームの選手名を明記することとす
る。
- (5) 参加料は、大会当日に受付にて支払うものとする。

(参加料の領収・返金)

第4条 受領した参加料の領収書は、申し出により各大会当日の受付時に発行する。

2 受領した参加料は返金しない。但し、大会を予定日以前に中止した場合はこの限りで
はない。

附則

1 この細則は、平成27年2月28日より実施する。

大会運営に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、競技委員会規程第3条の規定により、協会主催大会の運営に関し必要な事項を定める。

(競技規則)

第2条 競技は、日本ソフトテニス連盟ハンドブック及び本細則により行うこととする。但し、ハンドブックと本細則の規定が異なる場合は、本細則により行うこととする。

(プログラムの編成)

第3条 各大会のプログラム編成は、競技委員会が行うこととするが、必要に応じ強化委員等を加えることができる。

2 各大会のプログラム編成は、次の事項に留意し行うこととする。

(1) シードペア(チーム)を最初に配置する。

(2) シードペア(チーム)の決め方は、前年度成績の順とする。

3 種目において参加申し込み数が4ペア(3チーム)に満たない場合は不成立とする。但し、特別の事情がある場合は、直近の種目に組み入れることができる。

(運営責任者)

第4条 大会の運営責任者は、競技委員長をもって充てる。但し、競技委員長が不在の場合は、副委員長または競技委員長が指名した者とする。

2 運営責任者は、当日の大会運営を統括する。

(運営委員)

第5条 大会の運営委員は、競技委員をもって充てる。

2 競技委員が不足し大会運営に支障をきたす場合は、別に運営委員を加えることができる。

3 運営委員は、運営責任者の指示を受け、受付、進行、記録及び表彰等の業務を行うこととする。

(大会当日の日程)

第6条 大会当日の日程は、次に掲げる時間を原則とする。

(1) 開場は、8時とする。

(2) 受付時間は、8時15分から8時45分までとする。

(3) 練習は、8時45分までとする。

(4) 開会式は、8時45分開始とする。

(5) 試合開始は、開会式終了後速やかに開始する。

(選手受付)

第7条 出場選手は、次項に定める受付終了時間までに受付をしなければならない。

2 受付終了時間は、8時45分とする。但し、変更する場合がある。

3 受付終了時間までに受付がされなかった選手は、棄権扱いとする。但し、受付終了時間までに連絡があった場合は、第1試合の試合開始時間をもって棄権扱いとする。

(選手変更)

第8条 選手変更は、受付終了時間までに、次の各号により行うことができる。

(1) 個人戦の場合は、ペアの片方の選手のみとし、双方の変更は認めない。

(2) 同一加盟団体での他のペアを解体しての変更は認めない。但し、同一加盟団体で2ペアとも片方の選手が不参加の場合は、残りの各1名ずつでペアを組むことができる。その場合、原則として、ランクの低い位置のペアを棄権とし、ランクの高い位置のペアの選手変更を認める。

(3) 団体戦に2チーム以上参加する場合には、申込書に記載した選手の下位チームから上位チームへの移動は認めるが、上位チームから下位チームへの変更は認めない。また、参加ペアが減少する場合は、下位チームを棄権とする。

(4) 団体戦の場合は、参加条件の範囲であれば人数の制限は設けない。

(レフェリー長)

第9条 レフェリー長は、競技委員長をもって充てる。但し、競技委員長が不在の場合は、競技委員長が指名した者とする。

2 レフェリー長は、当日の審判業務を総括する。

(審判の割当て)

第10条 審判は、出場選手が次に掲げる割当てにより行うこととする。但し、変更する場合がある。

(1) 団体戦は、対戦チームの相互審判とする。

(2) 個人戦のうち、トーナメント戦は敗者審判、リーグ戦は当該コートの前試合対戦ペアから各1名を選出し行うこととする。

(3) 各コート第1試合は、指定審判とする。

(表彰)

第11条 千葉市ソフトテニス協会の開催する全ての大会において表彰する。

2 表彰対象者は、次のとおりとする。

(1) 各種目において5ペア(チーム)以下の参加の場合、優勝・準優勝の者を表彰する。但し、3チームの場合は優勝チームを表彰する。

(2) 各種目において6ペア(チーム)以上参加の場合、優勝・準優勝・3位の者を表彰する。

3 表彰対象者には賞状及び副賞を授与する。

(雨天時の対応、大会の中断及び延期、中止等)

第12条 大会当日が雨天の場合、原則として試合は行うこととし、選手は会場へ集合することとする。但し、台風の接近等の場合は、この限りではない。

(1) 開会后、降雨、日没等により大会続行が不能となった場合は、後日、続行大会を実施するか協議して決定する。

(2) 降雨等により、当日、開会することができなかった場合は、後日、延期大会を実施するか協議して決定する。

(3) 事情により、続行大会が中止となった場合、受領した参加料は返金しない。

(4) 大会の延期及び中止の決定は、当日、会場で行うこととする。但し、台風の接近等の場合は、この限りではない。

(5) 大会当日の問い合わせは、1加盟団体1名とする。

(選手の服装)

第13条 オーバーウェア(セーター・トレーナー・ベスト・ウォームアップ・トレーニングパンツ等)は着用を認めるが、できるだけ正規の服装で行うこととする。

2 アンダーウェア(インナーウェア)・UVアームは、着用を認めることとする。

附則

1 この細則は、平成27年2月28日より実施する。

強化委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉市ソフトテニス協会（以下「協会」という。）会則第29条の規定に基づき、加盟団体に所属する会員の技術の向上及び協会より派遣する千葉県大会等の参加代表選手の選手選定と強化に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 強化委員会（以下「本会」という。）は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 技術向上と高度な技術研究のための練習会
- (2) 強化練習等による選手の強化
- (3) 選手の千葉県大会等への派遣
- (4) その他、本会の目的達成上必要な事業

(選手の選定)

第3条 前条の対象となる選手の選定は、強化委員会で決定する。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 委員 若干名

(役員を選出)

第5条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、理事会の承認を得て、会長推薦理事を充てる。
- (2) 副委員長及び委員は、理事または委員長が推薦する者で構成する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(審議)

第7条 本会は委員長が招集し審議する。附議する事項は、事業内容、予算、決算、その他必要と認められる事項とする。

(報告)

第8条 本会の事業結果及び審議結果等は、委員長が理事会及び代議員会において報告するものとする。

(派遣選手)

第9条 千葉県大会等派遣選手の選考については、強化委員会で審議決定し、理事長に報告するものとする。

(経費の支弁)

第10条 本会の経費は、協会より支給される年間予算で支弁する。

2 次の収入は、協会会計に繰り入れる。

- (1) 強化練習参加費

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃等については、理事会の議決を得ることとする。

附則

1 この規程は、平成27年2月28日より実施する。

1 この規程は、令和6年3月2日より実施する。

ジュニア委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、加盟団体に所属するジュニアの健全な育成と技術の向上に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 ジュニア委員会（以下「本会」という。）は、目的達成のため次の事業を行う。

(1) 選手の育成

(2) 本会が主催するジュニアを対象とした練習会・大会の運営。

(役員)

第3条 本会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名以内

(3) 委員 若干名

(役員を選出)

第4条 役員を選出は、次のとおりとする。

(1) 委員長は、理事会の承認を得て、会長推薦理事を充てる。

(2) 副委員長及び委員は、理事または委員長が推薦する者で構成する。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(審議)

第6条 本会は委員長が招集し審議する。附議する事項は、事業内容、予算・決算、大会運営、その他必要と認められる事項とする。

(報告)

第7条 本会の事業結果及び審議結果等は、委員長が理事会及び代議員会において報告するものとする。

(経費の支弁)

第8条 本会の経費は、本協会より支給される年間予算、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(事故の責任)

第9条 会員は、本会の活動に際しては、本会の諸規程および施設管理責任者ならびに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとし、盗難傷害等の事故が発生しても、本会および指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第10条 会員は、本会が推奨するスポーツ傷害保険に各自加入しなければならない。

2 本会の活動中の傷害については、スポーツ傷害保険の対象内でのみ対応する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃等については、理事会の議決を得ることとする。

(その他)

第12条 本規程に定めのない事項および運営上必要な事項は、常任役員会で協議する。

附則

1 この規程は、令和2年3月14日よりより実施する。

1 この規程は、令和4年3月5日より実施する。